

第2部

分野別施策の実施状況

第2部 分野別施策の実施状況

第1章 自然と共生する社会づくりの推進

第1節 自然とふれあう活動の推進

1 自然とふれあう機会の充実

(1) エコ・グリーンツーリズム*¹

【中山間農業・畜産課】

都市住民の環境や食の安全安心に対する意識の高まり、体験交流型への旅行スタイルの変化などを背景に、農山漁村地域における自然体験や農林漁業体験を行うエコ・グリーンツーリズムの参加人口が増加しています。特に本県では京阪神や中京地域に近いという立地条件に加え、海・山・里には、豊かな自然や食文化があることから、エコ・グリーンツーリズムによる地域資源を活かした農山漁村地域の活性化が期待されています。

本県では、平成27年8月に「ふくい里山里海湖ビジネス協議会」を設置しました。その中で、中山間地域の歴史や文化、豊かな自然環境を生かし、農家民宿、農家レストラン、ミニ直売所、トレイルコース、農林漁業体験施設等を整備し、都市との交流を促進することで地域の活性化を図ることを県内市町や関係機関との間で意思統一しました。

① 農家民宿

都市と農山漁村の交流の拠点として「農家民宿」の開業を促進しており、平成17年11月に食事の提供に必要な施設基準を緩和する全国初となる本県独自の規制緩和を実施するとともに、研修会の開催などの開業の支援を行っています。令和3年度は、県内では新たに5軒が許可を取得し、越前町、池田町、福井市、若狭町などで214軒の農家民宿が開業しています。

② 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもが農林漁業者と交流し農林水産業や自然を体験することには、大きな教育効果が認められています。このため、平成20年度から農林水産省、文部科学省、総務省の三省連携で農山漁村における小学生の長期宿泊体験を推進する「子ども農山漁村交

流プロジェクト」がスタートしました。本県では、若狭町、美浜町が受入れモデル地域に採択され、大敷網などの漁業体験、そば打ち、魚の調理などの食体験を実施しました。また、農山漁村地域における令和3年度の体験旅行受入は、県全体で前年度に比べて5,000名程度増加し、約20,000名の受入となりました。県内の小中学校を中心に坂井市で約4,000名、池田町で約6,300名の受入れがありました。



教育旅行でのシーカヤック体験の様子

③ 広域的な連携

エコ・グリーンツーリズムを実施する団体や市町が広域的に連携し、都市圏に向けた情報発信の強化、受入実践者の資質向上等により、農山漁村地域への誘客を拡大するため、平成20年9月に、全県的な推進組織「ふくいエコ・グリーンツーリズム・ネットワーク」を設立し、会員同士の連携や研修を実施することによる人材育成、フォーラム等の開催による普及啓発に取り組んでいます。

④ 都市農村交流員

平成21年4月から、(公社)ふくい農林水産支援センターに「都市農村交流員」を配置しており、現在2名が活動しています。都市と農山漁村とをつなぐコーディネーターとして、若者の誘致活動、農山漁村における受入れのサポート、地域資源を活用し

*¹エコ・グリーンツーリズム：エコツーリズムと、グリーン・ツーリズムを合わせた言葉です。エコツーリズムとは、訪れた地域の豊かな自然環境を体験するとともに、それら自然環境の保全に責任を持つ観光の形態のことです。グリーンツーリズムとは、稲刈りや地引網などの農林漁業体験や、地域の郷土料理、伝統文化などを楽しむ観光の形態をいいます。エコツーリズム、グリーンツーリズムとともに、欧米において、余暇を自然との対話の中から自己実現として楽しむため発展してきた観光形態です。

た交流の活性化などに活躍しています。

⑤ 人材育成

エコ・グリーンツーリズムの受入を担う人材を育成するため、平成28年度から、ふくい農業ビジネスセンターを拠点として、「里山里海湖ビジネス研修」を開講しています。令和4年度は2つのコース（農家レストラン、農家民宿）を設けており、意欲のある方が受講しています。



(2) 水辺の楽校プロジェクト【河川課】

現代の子どもたちは、自然にふれあう機会が減っているため、自然体験、生活体験不足につながっています。そこで、子どもたちが水辺に親しみ、遊び学ぶことができるよう、水辺に近づく護岸等の整備を進めるなど、自然環境あふれる安全な水辺を創出し、子どもたちの自然体験活動を支える地域連携体制を整えています。

① 福井市狐川 水辺の楽校

福井市の狐川では、過去の河川改修事業による直線化・コンクリート化や市街化に伴う水田の宅地化等によって、水辺植物の消滅、魚類や昆虫の生息場の喪失、子どもたちの水辺にふれあう機会が減少したことから、地域住民と協力し、自然環境の復元や身近な環境学習の場を目指して、水辺空間の整備を進めています。

平成16年度から、行政と住民によるワークショップを開催して全体整備計画を検討し、平成18年度から、毎年3回地元の方の意見を聞きながら、みお

筋*¹、河畔林、階段等の整備を行い、令和2年度をもって完成しました。

環境教育として、平成28年度には地元小学校への出前授業、平成30年度には地元小学生による河川空間の将来イメージ絵画の作成、令和元年度には地元中学校科学部との合同水質調査、令和2年度には地元小学校が生物調査や水質調査を行っています。



狐川 整備状況



地元中学校科学部との合同水質調査の様子 (R1.8)



地元の方との合同現地調査の様子 (R1.7)

*¹みお筋：平時に流水が流れている道筋。川幅は広くてもみお筋はその一部で、しかも、曲がりくねっているのが普通です。より自然な川の流れをつくり出すには、みお筋が形成されるよう配慮することが重要です。

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 人材の養成

① ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー*¹

【自然環境課】

県では、自然とのふれあいを促進し、自然保護思想の普及を図ることを目的として、平成2年度から令和元年度までナチュラリスト養成事業を実施し、令和2年度末のナチュラリスト登録者数は12,472人、そのうち110人がナチュラリストリーダーとして登録され、本県の自然環境の普及啓発を図っています。

令和2年4月からは、ナチュラリスト等の新規登録に代わり、普及啓発誌「ナチュラリスト」をホームページ上で全て公開するとともに、令和3年度からは「自然保護センターニュース」を年4回発行・配信を行い、より広く本県の自然環境に係る情報を届け、一層の普及啓発に努めています。

② 星空案内人【自然環境課】

県では、「星空案内人資格認定制度運営機構」が実施する認定制度を活用し、令和3年度から「星空準案内人」または「星空案内人」を育成しています。天文に関する専門講座を開催し、一定の内容を履修された受講者を「星空準案内人」、さらに星空案内や望遠鏡での天体観察について実践を積み重ねた準案内人を「星空案内人」として認定しています。

令和3年度末の「星空準案内人」認定者は10名、「星空案内人」認定者は7名となっており、今後、それぞれの星空案内人が県内各地域で様々な機会に多くの人に対し、星空や宇宙への関心を広げるきっかけとして活動してくれることを期待しています。

② フォレストサポーター*²【森づくり課】

県では、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識習得を図るとともに、森林の案内や野外体験学習等におけるボランティア活動の指導者を確保するため、フォレストサポーターを養成しています。

令和3年度末現在121人のフォレストサポーターが認定を受け、県内各地で活動を展開しています。

今後も、子どもたちに対して、魅力ある森林環境教育を行い、多様な森林体験の機会を提供しながら、将来、福井県の森林・林業を担う後継者、指導者として活躍してもらうことを期待しています。



フォレストサポーターの活動の様子

(4) 自然とふれあう機会の提供【自然環境課】

各市町では、4～5月の「みどりの月間」や、7～8月の「自然に親しむ運動」月間に、自然観察会や自然の中の歩道を歩く会などを開催しています。

また、県自然保護センターでは、自然観察会や天体観望会等を、県海浜自然センターでは、スノーケリング自然教室、海のふれあい教室や三方五湖自然教室等を開催しています。



三方五湖自然教室伝統漁法たき網に挑戦しよう (R4.12.10)

*¹ ナチュラリスト・ナチュラリストリーダー：一般には、自然に関心を持って積極的に自然に親しむ人や自然の動植物を観察・研究する人のことを指しますが、県ではこれらの人を「ナチュラリスト」として登録することにより、本県の優れた自然環境を県民の方が守り育てていこうとする活動を支援しています。また、ナチュラリストのうち観察会の指導員として活動する人を「ナチュラリストリーダー」として登録しています。

*² フォレストサポーター：県が行う所定の研修を受講した者を「フォレストサポーター」に認定し、県民や児童生徒に対して、森林・林業に関する知識の普及と森林の案内や野外活動等のボランティア活動の指導者として活動しています。

表 1-1-1 イベント等の開催状況

○自然とふれあうみどりの日の集い
(毎年4月15日～5月14日)(令和4年度)

場 所	行事数	参加人数	内 容
県内全域	7	229人	自然観察等

○県自然保護センター行事(令和3年度)

行 事 名	回数	参加人数
自然観察会	4	89人
自然観察の森ガイド	39	832人
天体観測会・プラネタリウム など	302	2,975人
計	345	3,896人

○県海浜自然センター行事(令和3年度)

行 事 名	回数	参加人数
スノーケリング自然教室	6	51人
海のふれあい教室	21	298人
三方五湖自然教室など	12	193人
指導者養成講座	2	15人
計	41	557人

※スノーケリング自然教室、海のふれあい教室は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため9回中止

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 自然公園などの適切な保全と活用【自然環境課】

(1) 自然公園

福井県は、自然豊かな県と評されており、その豊かな自然環境を保全するため、自然公園法および福井県立自然公園条例に基づく自然公園や福井県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域が指定されています。

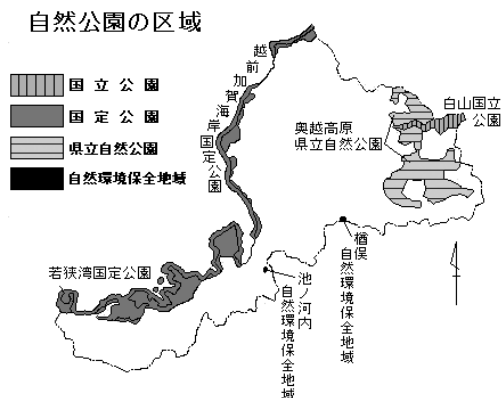


図 1-1-2 自然公園および自然環境保全地域

本県の自然公園は、白山山系の山岳公園である白山国立公園、嶺北の隆起海岸である越前加賀海岸国定公園、嶺南のリアス海岸である若狭湾国定公園、白山国立公園に隣接する奥越高原県立自然公園の4公園が指定され、その面積は61,912haで県土面積の約14.8%を占めています。また、若狭湾国定公園には、海域の景観を維持するために三方海域公園地区が指定されています。

自然公園内においては、工作物の新築等、一定の

表 1-1-3 自然公園の概況 (単位: ha)

公園名	面積	特別地域		普通地域	海域公園地区
		特別保護地区	特別地域		
白山国立公園 (福井県部分のみ)	7,406	220	7,186		
越前加賀海岸国定公園 (福井県部分のみ)	8,008	92	7,721	195	
若狭湾国定公園 (福井県部分のみ)	15,459	67	15,187	205	30.2
奥越高原県立自然公園	31,039		17,869	13,170	
計	61,912	379	47,963	13,570	30.2

行為について開発規制を行うことで優れた自然の風景地を保護するとともに、適切な利用を推進し、生物多様性の確保を行っています。

また、国が委嘱する自然公園指導員36名や県が委嘱する自然公園管理協力員38名等の協力を得て、自然公園の利用者や居住者に対して自然環境保全の重要性の普及啓発を図っています。

なお、国際的に重要な湿地として、平成17年11月に、若狭湾国定公園内の三方五湖が、平成24年7月には越前加賀海岸国定公園内の中池見湿地がラムサール条約湿地*¹に登録されました。

表 1-1-4 自然公園利用者数 (令和3年)

公園名	利用者数
白山国立公園 (福井県部分のみ)	120千人
越前加賀海岸国定公園	2,629千人
若狭湾国定公園	5,716千人
奥越高原県立自然公園	3,022千人
計	11,487千人

(2) 自然公園内の施設整備

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的としています。県では、それぞれの公園計画に基づいて大野市の三ノ峰や赤兎山の登山道、坂井市の越前三国オートキャンプ場、若狭町の食見園地(マリンパーク)、おおい町の福井県ふるさと海浜公園(赤礁崎オートキャンプ場)などを整備してきました。

近年は、訪日外国人を含む公園利用者の安全確保や利便性向上のために、老朽化した既存施設の更新や長寿命化のほか、案内標識等の多言語化表記を進めるとともに、大雨等により被害を受けた施設の対策を実施しています。

*¹ラムサール条約・ラムサール条約登録湿地: 湿地の保護と利用管理を目的とした国際湿地条約で、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年(昭和46年)イランのカスピ海沿岸の都市ラムサールで採択されました。条約では国際的に重要な湿地をラムサール条約湿地として登録し、その湿地の保全・再生と賢明な利用(wise use)を進めていくことが求められています。

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

表 1-1-5 自然公園の施設整備の状況（令和3年度実施分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修
白山国立公園	大野市上打波（小池刈込池周回線道路（歩道））	歩道補修
白山国立公園	大野市上打波（小池野営場）	給水施設
越前加賀海岸国定公園	坂井市三国町梶（越前松島園地）	園路舗装
越前加賀海岸国定公園	越前市柳元町（中部北陸自然歩道）	木橋改修
越前加賀海岸国定公園	福井市小丹生町（丹生海岸園地）	園路舗装
越前加賀海岸国定公園	福井市鮎川町（大岬園地）	園路舗装、転落防止柵
若狭湾国定公園	美浜町菅浜（敦賀半島周回線）	公衆トイレ洋式化
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	法面对策工事
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	サニタリー棟、ケビン棟改修

表 1-1-6 自然公園の施設整備の状況（令和4年度計画分）

公園名	場所（公園事業名）	整備施設
白山国立公園	勝山市平泉寺町平泉寺（越前禅定道線）	看板改修
白山国立公園	大野市上打波（小池刈込池周回線道路（歩道））	歩道補修、トイレ配管補修
白山国立公園	大野市上打波（小池野営場）	管理棟補修、給水施設補修、炊事場撤去
越前加賀海岸国定公園	越前町梨子ヶ平	転落防止柵補修
若狭湾国定公園	若狭町世久見（近畿自然歩道）	法面对策工事
若狭湾国定公園	小浜市泊（久須夜ヶ岳蘇洞門線道路）	歩道補修
若狭湾国定公園	おおい町大島（赤礁崎オートキャンプ場）	浄化槽補修
若狭湾国定公園	美浜町菅浜（水晶浜園地事業）	トイレ撤去
若狭湾国定公園	美浜町久々子（飯切山園地事業）	トイレ撤去

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

(3) 里海湖トレイル

トレイルとは「踏み分けた跡。山中や原野の小道。」という意味です（広辞苑より）。近年、気軽にできる運動として健康のために歩くことが着目され、本県でもふくい SATOYAMA トレイルコースや数々のウォーキング大会などで使用されるコースがあります。

自然公園内には、自然に親しみ、その土地の歴史や文化とふれあうための登山道や歩道のほか、環境省が計画し、全国で整備が進められている長距離自然歩道などがあります。

これらの施設のなかでも特に、本県の自然公園の特色でもある風光明媚な海岸線や湖などに沿ったルートやこれらの景色を眺望できるルートを「里海湖トレイル」として、利活用の促進に努めていきます。



若狭町世久見（砂浜の先に遊歩道が続きます）

◆第2部 分野別施策の実施状況

(4) 自然環境保全地域

① 自然環境保全地域の保全

県では、周辺の自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な区域を「福井県自然環境保全地域」に指定しています。

現在は、敦賀市池河内の湿原と池田町榑俣のブナ林の2か所が指定されています。池河内中央部の阿原ヶ池周辺では、当地区の管理・保全を図るための

木道（604m）を整備し、水路の見回りや草刈り等の管理を委託しています。平成28年度から始まった木道の修繕工事は平成30年度に完了し、新しくなった木道は訪れた人々が四季折々の美しい自然を観察することにも利用されています。

表 1-1-7 福井県自然環境保全地域の概要（令和4年3月末現在）

名称	所在地	指定年月日	面積 (ha)			保全対象とする自然環境の概要
			特別地区	普通地区	計	
池河内	敦賀市池河内	昭和52.3.25	7.8 うち、野生動植物保護地区7.4	103.2	111	敦賀市を流れる笙の川の源流部に形成された湿原とその周辺域。湿原部には、ヤナギトラノオ（南限種）、ヤチスギラン（西限種）、ミズドクサ（南限種）、ハツチョウトンボなどの貴重な野生動植物がみられる。
榑俣	池田町榑俣	昭和54.6.19	162.12	—	162.12	本県では稀なブナ・ウスギヨウラク・チシマザサ群落として特徴付けられるブナ自然林が広範囲に分布する。一帯には、モミジカラマツ（西限種）、シロウマイノデ（西限種）などの植物のほか、クマタカなどの希少猛禽類がみられる。



池河内湿原のカキツバタ群落と木道



榑俣のブナ林

② 自然環境保全条例に基づく保全

自然環境保全地域、自然公園、保安林、都市公園、市街化区域、用途地域および風致地区等の区域以外における一定規模以上の開発行為は、福井県自然環境保全条例に基づき、事前届出が義務付けられています。届出が必要になる行為は、宅地の造成、ゴルフ場、スキー場、遊園地またはキャンプ場の建設、水面の埋立てまたは干拓および土地の開墾その

他土地の形状の変更のうち、一団の土地の総面積が1ha以上の行為です。

これらの行為に対し、県は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、助言または勧告を行っています。

第2節 里山里海湖の保全・再生と活用

1 里山里海湖の保全・再生活動の推進【自然環境課】

(1) 里地里山の保全・活用に向けた取り組み

① 里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林^{*1}により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林、採草地等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理が行われなくなったことで植生遷移が進行しました。また、近代化された農法の普及や基盤整備が進むとともに、耕作放棄地が増加するなど、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。

その結果、明るい草地に生育するオミナエシ等の植物や素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生き物が見られなくなりました。

比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック（2016）」の中にも、里地里山を生息・生育域とする生物が数多くリストアップされています。したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性^{*2}を保全する上で極めて重要な課題となっています。

なお、里地里山は様々な人間の働きかけを通じて

維持される環境であり、原生的自然を対象とした開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する従来型の保全手法とは異なる、その地域の自然的・社会的特性に応じた人為的な働きかけ（管理・活用）の持続を図る仕組みづくりが必要です。

② 重要里地里山とは

県では、平成15年度に、県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット^{*3}となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置付け、平成16年度に30地区を選定しました。

重要里地里山のうち、若狭町中山地区は、周囲を小高い山に囲まれ、昔はすべて水田でした。

現在は、半分が放棄田になっており、ヨシ（地元では「かや」と呼ぶ。）に覆われています。地元では、この水田のことを「かや田」と呼んでいます。

このかや田には、現在も、ミズアオイやダルマガエルをはじめとして多くの希少な生物が生息しており、地元自然再生団体と地元小学校が中心となって、復田の実施や維持管理、ウシガエル駆除の研修会や除去作業、生物調査など、同地区の生物多様性の保全活動を、地道に行っています。



石積み畦畔が残る未改良の水田（若狭町気山）



ウシガエルの駆除活動（若狭町）

*1 二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊された後に自然に成立した森林のこと。

*2 生物多様性：①地域ごとに様々な生態系があること、②いろいろな種の生物が生息・生育していること、③同じ種でも遺伝子のレベルで何通りもの違いがあることを示す言葉です。

*3 ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種は、メダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

◆第2部 分野別施策の実施状況

重要里地里山の判定基準

- その地域を含む周辺の里地里山で、県レッドデータブック掲載種(県RDB種)が多種確認されている
- 県RDB種の県内の代表的な生息・生育地である
- 県RDB種の繁殖地、越冬地、または旅鳥の重要な中継地点になっている
- 県RDB種の県内唯一の生息・生育地である

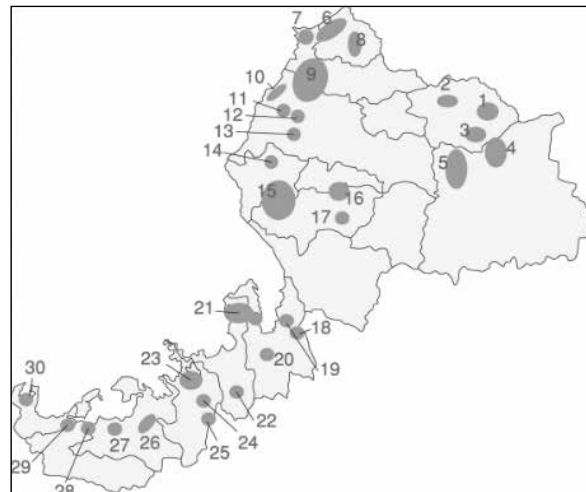


図 1-2-1 福井県重要里地里山 30 地区

表 1-2-2 福井県重要里地里山 30 地区

地域	No.	地区名	市町	県RDB種数	面積	地域	No.	地区名	市町	県RDB種数	面積
奥越	1	勝山市北谷町 ため池跡・ミチノクフクジュソウ自生地	勝山市	13	約40ha	丹南	16	三里山 里山	鯖江市 越前市	29	約1000ha
	2	長尾山 里山・湿地	勝山市	10	約140ha		17	旧武生市味真野地区 湧水地	越前市	16	約20ha
	3	勝山市平泉寺町 里山・ため池群・山ぎわの水田	勝山市	34	約580ha		18	池河内湿原周辺 水田・笹の川	敦賀市	54	約80ha
	4	六呂師高原 湿地群・草地	大野市 勝山市	53	約530ha		19	中池見湿地 水田・小川・周辺の森林	敦賀市	60	約110ha
	5	大野盆地 湧水地・赤根川	大野市	21	約160ha		20	野坂岳山麓 湧水湿地・ため池	敦賀市	18	約160ha
坂井・福井	6	北潟湖周辺 ため池・丘陵辺縁部の水田	あわら市	66	約1600ha	州	21	敦賀半島 湧水湿地	敦賀市 美浜町	31	約380ha
	7	陣ヶ岡丘陵地周辺 池・湿地・水路	坂井市	34	約190ha		22	耳川上流の開拓地 ハンノキ林・湿地	美浜町	12	約70ha
	8	金津東部 ため池群・山ぎわの水田・水路	あわら市	66	約2400ha		23	菅湖と三方湖周辺 湿地・水田地帯	若狭町	100	約460ha
	9	坂井平野 水田地帯	あわら市 坂井市 福井市	68	約7200ha		24	旧三方町黒田地区 水路・山ぎわの水田	若狭町	16	約130ha
丹南	10	福井市鷹巣地区北部 池・山ぎわの水田	福井市	23	約310ha	25	旧三方町白屋地区 ため池	若狭町	17	約30ha	
	11	高須山山麓 棚田・周辺の森林	福井市	13	約130ha	若狭	26	小浜市口名田地区 ため池・山ぎわの水田・水路	小浜市	17	約50ha
	12	福井市上郷地区 山ぎわの水田・周辺の森林	福井市	14	約150ha		27	小浜市飯盛地区 山ぎわの水田・水路・ため池	小浜市	24	約120ha
13	未更毛川上流 山ぎわの水田・ため池	福井市	41	約310ha	28		旧大飯町本郷地区東部 山ぎわの水田・ため池	おおい町	15	約50ha	
丹南	14	旧織田町萩野地区 ため池群・山ぎわの水田	越前町	26	約360ha	29	子生川周辺 ため池	高浜町	13	約60ha	
	15	丹生山地南部 ため池群・山ぎわの水田	越前町 越前市	59	約5000ha	30	高浜町内浦地区西部 ため池・棚田	高浜町	18	約210ha	

③ 自然再生活動の支援

県では、自然環境の保全再生活動を応援するため、平成20年度から県内の生物の専門家を派遣する制度を設けており、「環境アドバイザー(自然環境)」として、動植物等の専門家76名(令和3年度末現在)を登録しています。令和3年度は、新型コロナウイルスの感染状況に注意しながら、延べ36団体に対し、専門家を派遣し自然観察や再生活動を支援しました。

今後とも、県内の自然再生活動を活発化し活動の輪を広げていきます。



環境アドバイザーから指導を受け生き物観察する生徒たち



環境アドバイザーを講師としたコウノトリの生息環境整備の勉強会

④ 里山林の整備【森づくり課】

林業を取り巻く厳しい社会情勢のもとで、林家の経営意欲の減退や山村の過疎化により、一部の里山では森林が放置され荒廃が進んでいます。

このような中、県民の環境保全に関する意識は高まってきており、身近な里山林の整備や自然環境体験活動に自ら参加することで、森林の適正な維持管理や森林・林業への理解を深める機会の創出が進み、山村地域の活性化に繋がっていくことが期待されています。

近年、地域住民や団体、自伐林家等による里山の

森林整備や森林資源を活用した特用林産物の生産など、里山林の再生につながる活動が広がってきており、継続的な森づくりが実践されています。

また、CSR活動の一環として、企業が森林の整備・保全を通じた社会貢献活動を積極的に展開しており、令和4年12月末現在で計10社が継続した活動を実施しています。



企業による森林整備・保全活動

表 1-2-3 福井県内における企業の森林の整備・保全活動 (令和4年12月末)

企業名	活動場所	活動面積
(株)NTT ドコモ北陸	勝山市平泉寺町 「ドコモ勝山 平泉寺の森」	0.1ha
北陸電力(株)	勝山市奥山 「北陸電力グループ 勝山雁が原の森」	1.02ha
(株)平和堂	越前町小倉 「平和堂 越前泰澄の森」	0.79ha
福井南ロータリー クラブ	福井市河増町他 「福井南RC さくら街道」	1.7km
マイラン EPD 合同会社	勝山市奥山 「マイラン勝山の森」	0.72ha
前田建設工業(株)	南越前町榊谷 「MAEDAの森 福井」	1.6ha
(株)福井村田製作所	越前町小曾原 「ムラタの森 水上山」	0.33ha
(株)福井銀行	敦賀市野坂 「ふくぎんの森」	20.3ha
(一財)セブーンイ レブン記念財団	福井市小羽町 「福井セブンの森」	2.60ha
(株)UACJ	坂井市三国町崎 「UACJ福井の森」	0.03ha

⑤ 農村の整備【農村振興課】

里地里山では、過疎化や高齢化の進行等により耕作放棄地が増加するとともに、土地改良施設の維持管理が粗放化し、水資源の涵養や景観の保全、生き物の生息場所といった農業・農村が持つ多面的機能の低下が懸念されています。

分野別施策の
実施状況

自然と共生する
社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

このため、里地里山において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備等を行い、多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生に努めています。

特に中山間地域では、農業生産条件が平地部に比べ不利なことから、農業生産基盤および農村生活環境基盤の整備を通じて、特色ある農業と活力ある農村づくりを推進するとともに、地域における定住の促進、国土・環境の保全を進めています。

(2) 里山里海湖研究所の取組み

若狭町の三方湖畔に設置された「福井県里山里海湖研究所」では、「地域を元気にする実学研究」の拠点として、様々な活動に積極的に取り組んでいます。

① 研究の推進と保全活動の機運醸成

里山里海湖研究所では3人の研究員が、保全生態、森里川海連環、里地里山文化の分野に関する研究を行っています。これらの里山里海湖の保全再生に関する研究成果は、専門の学会で発表を行うほか、三方五湖・北潟湖の両自然再生協議会で活用しています。

また、広く県民を対象としたフォーラム等で研究成果の普及と浸透を図り、里山里海湖の保全・再生に対する意識醸成を図っています。



フォーラムでの研究発表

ア 保全生態

北潟湖全域で、水草および水質や湖底の土壌の状態など環境条件に関する調査を行い、その調査結果を、北潟湖自然再生協議会で現在進められている自然再生活動の計画立案の基礎資料として提供しています。

また、三方五湖自然再生協議会が「環境に優しい農法」として認証した水田等、三方五湖地域の水田を対象に生きものや環境の調査を行い、その調査結果を活かして環境に優しい農法の普及を進めるとともに、環境に優しいお米のブランド化を進めています。



環境に優しい農法認証米のPRイベント出席

イ 森里川海連環

三方五湖の湖岸環境および生物相の歴史的变化について調査を行い、自然を活かした気候変動適応「Nature-based solutions」の検討を行っています。成果の一部は「防災しながら湖の自然を守る：流入河川の浚渫土砂を用いた湖岸生息地の再生」として、三方五湖自然再生協議会に実装されています。

また、三方五湖に生息する湖魚のおいしさをアピールする「三方五湖メシ」作戦を提案し、食材(魚介類)の多様性を守る視点から環境保全意識の高揚を図っています。



三方五湖メシ フードデザイナーによる新感覚メニューの提案

ウ 里地里山文化

平成31年に日本農業遺産に認定された三方五湖の伝統漁法について、使用される漁具の構造図、作業工程図等を製作し、伝承に役立てています。タタキ網漁に使用される網や筒漁の竹筒、漁船の構造図は、伝統漁法の体験プログラム開催の際の説明資料として活用する予定です。

また、若狭高校および鳥浜漁業協同組合と連携し、フナの缶詰を製品化しました。地域資源を活かしながら、年間を通して地域経済の活性化につなげていきます。



ふな醤油煮缶詰

② 自然体験・自然再生活動への市民参加
ア 福井ふるさと学びの森

里山里海湖研究所では、自然体験・自然観察・自然再生に県民自らが参加し、楽しみながら、人の暮らしと自然との関わりを学ぶ「福井ふるさと学びの森」を設け、里山に触れ親しむ機会を提供しています。

表1-2-4 福井ふるさと学びの森行事(令和3年度)

行 事 名	回数	参加人数
県直営(若狭エリア)	2	23人
登録35団体	345	7,000人
計	347	7,023人



学びの森での体験活動

イ 福井ふるさと学びの海湖

県内の海湖(川を含む)において、海湖の自然を感じ、学ぶ体験活動および海湖を保全する体験活動を広く県民に提供する団体として「福井ふるさと学びの海湖」活動団体を登録し、「福井ふるさと学びの森」団体のイベントとともに広報を行っています。登録された学びの海湖団体の情報交換や学びの森登録団体と連携を図り、福井の里山里海湖に広く県民が気軽に触れ、親しみ、学ぶ機会を提供しています。

表1-2-5 福井ふるさと学びの海湖行事(令和3年度)

行 事 名	回数	参加人数
登録5団体	110	2,283人

③ 里山里海湖の魅力の再発見

里山里海湖の魅力幅広い世代に伝えるため、里山里海湖研究所三方五湖自然観察棟を拠点に、来所者向けに、気軽な自然観察やどんぐり等の里の自然物を使った工作体験メニューを提供しているほか、周辺の自然環境を活かした体験イベントを開催しています。



分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況



自然観察棟周辺の自然環境を活かした体験イベント
(竹炭作成と野鳥観察)

(3) 水月湖年縞の活用

年代測定「世界標準のものさし」である水月湖の「年縞(ねんこう)」の実物を展示する福井県年縞博物館では、平成30年9月のオープン以降、コロナ禍でありながら令和3年10月には来館者15万人、令和4年11月には20万人を達成しました。

令和4年度は、令和3年11月に全国で唯一「第2回日本博物館協会賞」を受賞したことから、7月の全国博物館長会議(文化庁・日本博物館協会主催)でオンラインでスピーチ・プレゼンテーションを行うとともに、世界で顕著な活動をしている博物館や遺産、保存プロジェクトの取組みを発表する国際会議「The Best in Heritage2022」で日本代表の博物館として、オンラインでプレゼンテーションを行いました。

また、隣接する若狭三方縄文博物館との共催で特別展「掘る！-未知の世界を拓く掘削技術-」(8月3日～10月3日)を開催しました。「掘る」ことに焦点を当て、水月湖年縞を掘削した技術を中心に



令和4年度特別展

トンネル掘りや遺跡発掘の技術等を紹介し、大変好評でした。

8月20日には水月湖年縞掘削のリーダーを務めた中川毅氏(立命館大学古気候学研究センター長、教授)をはじめとする様々な分野の掘ることに精通した方を講師として招へいし記念シンポジウムを実施するとともに、9月18日には記念イベント「シマシマにドキドキ」も開催し、約2か月間で約8千人の方にご覧いただきました。



特別展記念シンポジウム(水月花)

さらに、12月には英スコットランド大学から環境物理学者のデイヴィッド・サンダーソン教授と年代学者のリチャード・スタッフ研究員を招へいし、「国際年縞研究会議」を開催し、今後の年縞研究の新たな手法について議論するとともに、両氏による常設展示ガイドツアーを実施しました。

このほか、仮想空間に再現された館内をWeb上で自由に閲覧できるVR映像の公開や実物の年縞を活用した教材の制作、海外からの来館者が自身のスマートフォンで解説を聞ける音声ガイド(英語)の導入などを行い、教育旅行やインバウンドの受入れ強化なども行いました。



国際年縞研究会議

今後も、令和6年春の北陸新幹線福井・敦賀開業に向けて、教育・観光の拠点として、周辺施設や地元団体等と連携したイベント・企画を実施するとともに、立命館大学との共同研究により水月湖年縞の学術的な価値を向上させ、国内外に水月湖年縞や博物館をPRし、多くの方にお越しいただけるよう努めてまいります。

年縞博物館が開催するイベント等については、ホームページやSNSで随時告知しています。一度ご来館いただいたお客様にも楽しんでいただけるようなイベントや企画も実施してまいりますので、ぜひ確認してみてください。

◆第2部 分野別施策の実施状況

2 生き物をシンボルとした多様な主体の参加による自然再生の推進【自然環境課】

(1) コウノトリが舞う里地里山づくり

県では、これまでコウノトリをシンボルとした生態系の再生を推進するため、秋から冬にかけて水田に水を張る「冬水田んぼ」の実践や、水路と水田の間にある段差を解消し水田に魚類が遡上できるように、水田と排水路との間に「水田魚道」を設置する自然再生の実践を通して、かつて水田が持っていた生物多様性を育む機能の復活に取り組んでいます。このような取り組みを実践する地域・団体を「生き物ぎょうさん里村」として令和元年度末までに、県内12市町の52地域・団体を認定しています。



水月湖でのシジミ等が棲める浅場造成（R2.6）

(2) 多様な主体の参加による自然再生

県内の里地里山を保全・活用するため、自然再生活動団体、農業者、漁業者、教育機関などが情報を共有し活動の活性化を行っています。

三方五湖では平成23年5月に、北潟湖では平成30年11月に、自然再生推進法に基づく自然再生協議会が発足し自然再生活動が進められています。

三方五湖では、「三方五湖アカミミガメ防除実施計画（平成30年度作成）」により令和元年度から継続し市民参加の駆除活動が実施されています。また、三方湖や水月湖では「自然護岸再生の手引書（令和元年度作成）」に基づき、石詰漁礁の設置や浅場の造成が行われました。このほか、SDGsの人材育成を目指して平成30年度に発足した「子どもラムサールクラブ」により令和4年度は森里川湖海連環を学ぶ講座が7回開催され、12月には、琵琶湖の児童が三方五湖を訪れ、交流も行われました。

北潟湖自然再生協議会では、自然再生基本構想に基づき令和2年3月に事業実施計画を作成し、毎年、希少なトンボ等が生息する赤尾湿地や谷津田等の保全活動が実施されています。また、北潟湖畔では、福井県立大学と協働し、特定外来生物であるオオキンケイギクの市民参加の駆除イベントなどが開催されています。



ため池の水生物保全セミナー（R3.9.25 ため池セミナー）



子どもラムサールクラブとびわっこ大使の交流イベント（R4.12.17）

池ヶ原湿原（勝山市）では、池ヶ原湿原保全協議会（事務局 県自然保護センター）が平成25年度に設立され（平成29年度からは池ヶ原湿原保全・活用協議会に改称）、地元住民や民間企業、自然再生団体、地元小学校、勝山市、県施設の協働により、ヨシの刈り取りや特定外来生物のオオハンゴンソウの駆除作業を行い、ミズチドリ等の貴重な植物を含む湿地植物を保全しています。また、活動メンバー

である製紙会社の協力により刈り取ったヨシを和紙として利用するほか、ヨシ刈りに参加している地元の平泉寺小学校では、環境教育の一環としてヨシの茎から作ったストローを地元の飲食店に提供するといった活動が進められています。この活動は、「環境と社会により暮らし」やこれを支える地道な取組を表彰する令和3年度「第9回グッドライフアワード」において、優れた活動として環境大臣賞優秀賞を受賞しました。



池ヶ原湿原でのヨシ刈り取り作業

(3) SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク

平成25年9月に福井県で開催されたSATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ第4回定例会合を契機に、福井県と石川県の両知事が代表を務め、民間企業、NPO・NGO等、研究機関、行政機関等の組織が参画する「SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワーク」が設立されました。

本ネットワークは、国内における多様な主体がその垣根を超え、様々な交流・連携・情報交換等を図るためのプラットフォームを構築し、SATOYAMAにおける生物多様性の保全・利用の取組を国民的取組みへ展開することを目的としています。

令和4年12月現在118の団体が参加し、自然再生の先進地の視察や、里山里海湖の保全・再生活動に関するシンポジウムの開催、環境関連の展示会での活動PRなどを行っています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン会議システムを使用した会合や定期総会を開催し、情報交換や各構成団体の近況報告を行いました。

また、環境展示会での活動PRとして、いしか

わ環境フェア（石川県、令和4年8月）、エコプロ2022（東京都、令和4年12月）にて展示を行い、訪れた方にSATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークの取組みや参加団体の活動を紹介し、SATOYAMA 保全の重要性を多くの人に伝えました。

各構成団体の活動においては、昨年に引き続き新型コロナウイルスの影響により、イベントや観察会の開催中止・規模縮小を余儀なくされましたが、SNSやデジタル技術を活用したり、密集しないような工夫をしたりして活動を続けている団体もあり、新たな取組みについても情報発信しました。



エコプロ2022での出展の様子（R4.12.7～9）

◆第2部 分野別施策の実施状況

3 環境と調和した景観づくりの推進

(1) 都市の緑の保全と整備【都市計画課】

① 都市公園

都市公園は、良好な風致・景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて、住民やまちにうるおいを与える施設です。さらに、スポーツ・レクリエーションの場の提供、公害防止・緩和、災害時における被害の軽減、避難・救援活動の場などの機能を有する都市の骨格をなす根幹的施設でもあります。

本県の都市公園は、主要都市部における戦災・震災を契機に街区公園等の整備が進み、その後、土地区画整理事業に伴う住区基幹公園の整備、さらに、総合公園・運動公園等の都市基幹公園の整備を積極的に進めてきました。また、県内4地域において広域的な拠点となる県営公園の整備を進め、「若狭総合公園」、「奥越ふれあい公園」、「トリムパークかなづ」および「丹南総合公園」の4公園が供用されています。

本県における都市公園は、令和3年3月末現在、13市町（9市4町）において938か所、面積1,199haとなっています。都市計画区域内人口一人当たりの面積は、17.3㎡（全国平均10.7㎡）であり、全国第11位の整備水準です。



トリムパークかなづ

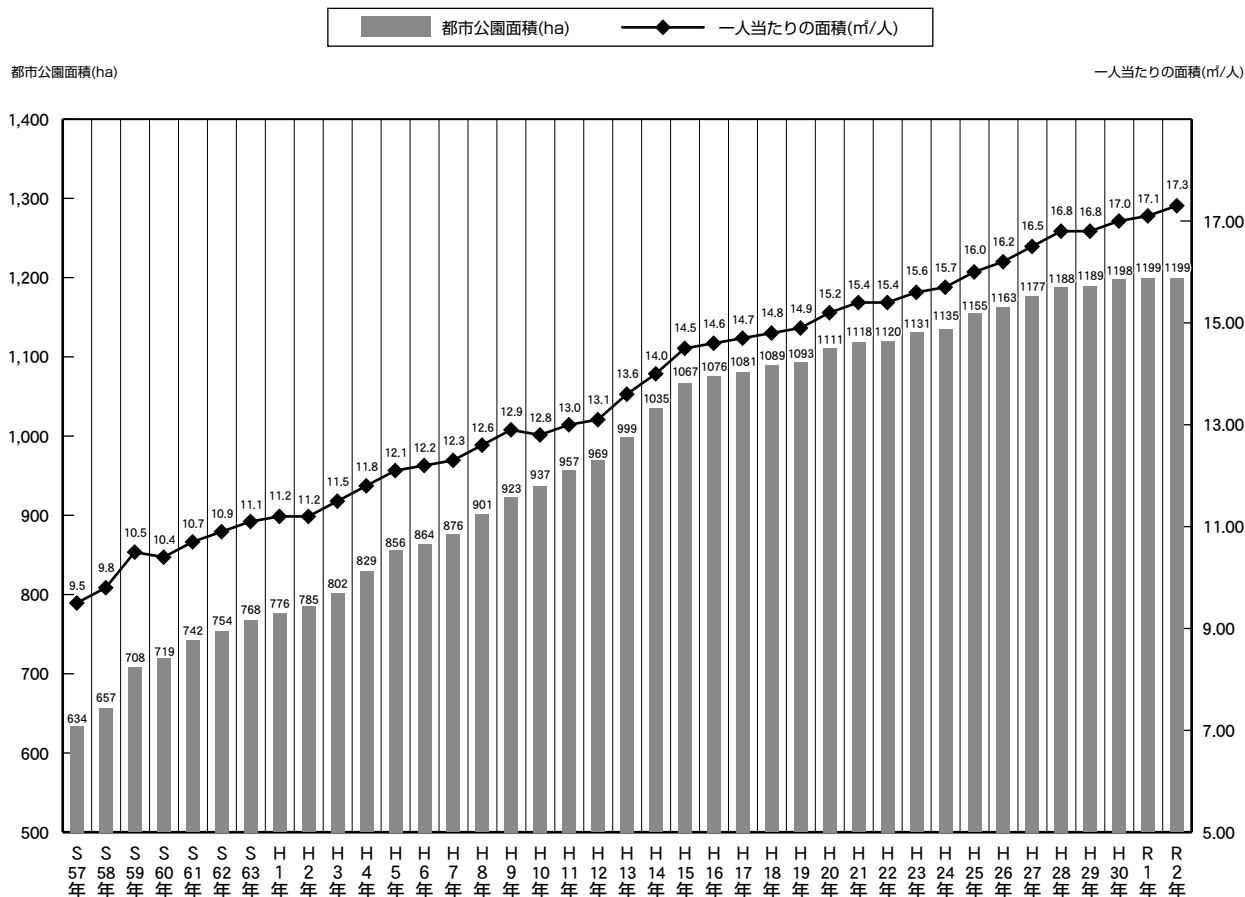


図 1-2-6 県内の都市公園面積の推移

② 広域緑地計画、緑の基本計画

緑は、都市環境に潤いとやすらぎをもたらすとともに、水・大気の浄化機能や動植物の生息地または生育地を確保するなど、自然と人間が共生する生活環境を形成する上で重要な役割を担っており、緑地の適正な保全や緑化の推進、緑の創出に努める必要があります。

県においては、県内の都市計画区域全域を対象として、広域的観点から緑とオープンスペースの確保目標水準、配置計画などを明らかにした「広域緑地計画」を策定しています。

市町においては、官民一体となって緑地の保全および緑化の推進に関する施策や取組みを総合的に展開することを目的として、「都市緑地法」に基づく「緑の基本計画」を策定しています（令和4年12月末現在、勝山市、福井市、大野市、越前町、鯖江市、敦賀市、坂井市、越前市、高浜町が策定済）。

今後、緑につつまれた県土づくりを実現するため、これらの計画に基づき、公園整備や住民の合意形成を図りながら緑地の保全・緑化を推進していきます。

表1-2-7 風致地区^{*1}の指定状況(令和4年12月末)

地区名	所在地	面積(ha)
福井城跡風致地区	福井市	6.9
足羽川風致地区	福井市	108.8
足羽山風致地区	福井市	194.9

表1-2-8 緑地協定^{*2}(緑化協定)の締結状況(令和4年12月末)

協定名	所在地	面積(ha)
八幡地区緑化協定	越前市	3.1
福井北インター流通センター緑化協定	福井市	10.9
福井市中央工業団地緑地協定	福井市	16.9
北府地区緑地協定	越前市	3.2

③ 開発許可制度による緑地の保全と創出

都市計画法に基づく開発許可制度は、宅地開発などの開発行為について、県などが宅地に必要な公共施設が確保されているかなどの審査を行い、許可を行うものです。

開発行為の規模に応じて、工場が目的の場合は、必要に応じ、騒音、振動等による環境の悪化の防止上必要な緑地帯や緩衝帯を、住宅団地が目的の場合は、開発区域面積の3%以上の公園、緑地または広場を設けることとしています。

(2) 景観づくり【文化課、都市計画課】

平成17年6月に全面施行された景観法では、景観行政団体^{*3}が景観計画を策定することにより建築物等のデザインや色彩を制限する等、強制力を伴う規制が可能となっています。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係し、また、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、市町が中心的な役割を担っています。

令和4年12月末現在、16市町（小浜市、大野市、勝山市、福井市、永平寺町、池田町、越前市、坂井市、鯖江市、敦賀市、あわら市、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町）について景観行政団体となっています。また、大野市、小浜市、福井市、永平寺町、坂井市、越前市、勝山市、あわら市、鯖江市、敦賀市、南越前町、越前町が景観計画を策定しています。

今後も、県では、景観法を活用し、良好な景観形成を進める市町を支援していきます。

また、県では、美しい景観を県民の誇りとして再認識するとともに、次の世代に守り伝えていくため、「福井ふるさと百景」を選定し、ガイドブックの発刊、県内外でのパネル展を開催しています。さらに、百景の眺望を活かした植栽や花植え、行燈による夜景の演出など、景観の保全・活用を進める団体をこれまでに62団体認定し、地域の主体的な活動を応援しています。

^{*1}風致地区：都市計画法に基づき、都市における樹林地等の良好な自然的景観と、それと一体になった史跡名勝等を含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める地区です。風致地区内における建築物や工作物の建築、宅地の造成および木竹の伐採等の行為に対しては、福井県および福井市の風致地区条例で一定の規制を行うことにより、風致の維持を図っています。
^{*2}緑地協定：都市緑地法に基づき、良好な住環境を創るため、住民の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度です。
^{*3}景観行政団体：景観法に基づき、県と協議して景観行政事務を実施する市町を景観行政団体といい、それ以外については県が景観行政団体となります。

分
野
別
施
策
の
実
施
状
況

自
然
と
共
生
す
る
社
会
づ
く
り
の
推
進

◆第2部 分野別施策の実施状況

県内には「妻壁を柱と梁で格子状とした漆喰塗りの切妻屋根の農家」や「格子戸等町家の伝統的意匠を基調とした切妻屋根の町家」など、地域特有の形態や外観を有する伝統的民家や街並みが存在し、地域性や独自性に富んだ景観が形成されています。県では平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、市町と連携した伝統的民家の改修等に対する補助や所有者等への情報提供などを通じて、保存・活用を図っています。さらに、伝統的民家が集積する地区を「伝統的民家群保存活用推進地区」としてこれまでに47地区指定し、地区で行う景観の保全・活用の取組みに対し支援しています。

景観に与える影響が大きい屋外広告物については、福井県屋外広告物条例により適切に規制・誘導を図っています。平成18年4月からは、屋外広告業者に関し、登録制を導入しています。

また、自治会、企業、ボランティア団体等と協同して、人通りの多い沿道において花の植栽や歩道の清掃活動等を行うことにより、美しい道路の景観づくりを行います。

今後とも、県民および市町と連携しながら、これらの取組みを行うとともに、魅力ある公共施設の整備、歴史的建造物・伝統的民家の保存等に取り組むなど、県民が誇りと愛着を持つことができる景観づくりを推進していきます。

(3) 公共施設の緑化推進【公共建築課】

公共施設の整備に際しては、敷地の周囲に植栽帯を設けるとともに、雪対策もかねて敷地境界線から建物までの離隔を確保するよう努めています。

平成30年に竣工した福井県年縞博物館においては、建物周囲に植栽や芝生スペース、避難経路をかねた丘を設け、周辺に広がる里山里海湖の風景を感じながら、誰もが気軽に年縞について学ぶことができる施設としています。

今後とも、施設の計画にあたっては、立地条件等を勘案しながら、周囲に植栽のためのオープンスペースを確保し、公共施設の緑化推進を図っていきます。

(4) 工場立地における緑地確保と

環境施設整備に対する支援【企業誘致課】

県では、工場立地法に基づき、工場立地の際に周辺環境の保全が図られるよう、緑地や環境施設面積の適正な確保に努めています。

また、企業立地の促進を図り、地域振興に資することを目的として、市町の産業団地の整備を支援しています。

この事業では、快適な立地環境を創出するため、企業への分譲用地の造成だけでなく、団地内の公園や緑地など環境施設の整備も支援の対象としています。

(5) 歴史的・文化的環境の保全

【生涯学習・文化財課】

県内には、生活に豊かさや潤いを与えてくれる環境として、明通寺本堂・三重塔（国宝）、一乗谷朝倉氏遺跡（特別史跡）などの歴史的遺産や文化的景観が数多くあります。

国や県では、文化財保護法や文化財保護条例等に基づき、こうした歴史的遺産等を文化財として指定・登録し、また現状変更を伴う開発行為に対する規制等を通じてその保存と活用を図るとともに、歴史的・文化的環境の保全に努めています。

さらに、改正文化財保護法が平成31年4月施行され、本県でも令和元年度に福井県文化財保存活用大綱を策定し、市町や所有者等と文化財の保存と活用について共通の方針で文化財保護に取り組んでいきます。

今後とも、市町や文化財の所有者と連携を密にし、文化財保護および歴史的・文化的環境の保全を着実に推進します。

① 文化財の指定等の現況

ア 指定等の現況

令和3年度には、「今庄宿」が国重要伝統的建造物群保存地区に選定、「湯尾峠」が「国名勝おくのほそ道の風景地」に追加指定されました。



新たに国名勝おくのほそ道風景地に追加指定された湯尾峠

イ 保存・活用への支援

文化財に指定された建造物等の修理や民俗芸能の公開および後継者育成等に対する助成を通じて、歴史的・文化的環境の保存と活用に努めています（令和3年度補助43件）。

ウ 現状変更等に対する規制

史跡、名勝および天然記念物の現状変更を伴う開発行為に対する規制を通じて、景観の保存等を行っています（令和3年度許可111件）。

② 重要伝統的建造物群保存地区の整備

宿場町としての町並みが残る若狭町熊川宿および近世城下町の歴史的風致を良く伝える小浜市小浜西組の民家等の修理に対する助成を通じて、伝統的建造物群の保存整備を図っています（令和3年度補助14件）。

③ 国登録有形文化財（建造物）の登録推進

建築後50年を経過している建物や橋等の国登録有形文化財（建造物）の登録を推進し、幅広い文化財の保存に努めています（令和4年10月31日現在229件登録）。

④ 歴史的建造物の保存・活用【文化課】

文化財に指定されていない建造物の中にも、地域の歴史、生活史を表現し、または地域の景観を形成している貴重な歴史的建造物が数多く存在します。これらの歴史的建造物の外観の改修等に対して市町と連携して助成し、歴史的建造物の保存およびまちづくりへの活用を推進しています。

⑤ 重要文化的景観選定への取組み【文化課】

福井市、越前町、南越前町と協力して、国の重要文化的景観の選定を目指して取組んできた、「越前海岸の水仙畑の文化的景観」が、令和3年3月に選定されました。重要文化的景観への選定は県内初となります。市町への支援を通じて、文化的景観の保全と活用、地域の活性化を推進していきます。

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

表 1-2-9 指定文化財件数（令和4年10月31日現在）

種 別	国 指 定	県 指 定	種 類
有形文化財	建 造 物	30(うち国宝2)	28
	美術工芸品	84(うち国宝4)	247
無 形 文 化 財		2	4
民俗文化財	有形民俗文化財	1	10
	無形民俗文化財	5	65
記 念 物	史 跡	25(うち特別史跡1)	29
	名 勝	15(うち特別名勝1)	7
	天然記念物	22(うち特別天然記念物4)	31
			絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍・古文書、考古資料、歴史資料
			芸能、工芸技術
			無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋等
			衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術
			貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等の遺跡
			庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
			動物、植物および地質鉱物

第3節 生物多様性の保全

1 希少野生生物等の保全【自然環境課】

(1) 生物多様性の現状と課題

豊かな自然環境を保全し、健全な生態系と生物多様性を確保することは、持続可能な社会を実現していくために重要です。しかしながら、地球規模での生物多様性の衰退が課題となっており、その絶滅のスピードは、過去のどの大量絶滅をも上回っているといわれています。そこで国は、生物多様性基本法に基づき、「生物多様性国家戦略 2012-2020」を平成24年9月に策定しました。この戦略では次の事項が挙げられています。

- [1] 愛知目標の達成に向けロードマップを提示
国別目標（13目標）と主要行動目標（48目標）を設定
 - [2] 2020年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として5つの基本戦略を設定
 - ①生物多様性を社会に浸透させる
 - ②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する
 - ③森・里・川・海のつながりを確保する
 - ④地球規模の視野を持って行動する
 - ⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける
 - [3] 今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を設定
- (※ 現在、国では、次期生物多様性国家戦略の策定作業中)

① 生物多様性の保全の普及啓発

生物多様性の危機の現状は、本県においても同様で、かつては身近な環境に普通に生息・生育していたメダカやゲンゴロウ、トチカガミやキキョウなど

の種が、福井県の絶滅のおそれのある野生動植物に選定されています。

県では、このような生物多様性の現状について、これまで実施してきた自然環境保全基礎調査などをはじめとした各種調査の成果を報告書を通して公開し、生物多様性の現状とその保全について普及啓発に努めています。

② レッドデータブックの発行

県では、本県の野生動植物の生息状況を評価し、絶滅のおそれのある種についての現状をとりまとめた「福井県レッドデータブック」を作成しています。平成13年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生動物」、平成15年度に「福井県の絶滅のおそれのある野生植物」を発行しましたが、発行後10年を経過したことから、現状を反映した効果的な絶滅危惧種の保全につなげるため、平成27年度に改訂版を発行しました。

改訂版では垂高山帯を新たな対象地域として追加したことにより維管束植物が大きく増加し、レッドリスト（絶滅のおそれのある種のリスト）に掲載された種の総数は、9分類群の合計で、第1版では829種でしたが、改訂版では1,264種となり、435種増加しました。

レッドデータブックの作成と絶滅のおそれの原因を分析することにより、今後の対策に活かしていくこととしています。



イヌワシ（県域絶滅危惧Ⅰ類）



オオキンレイカ（県域絶滅危惧Ⅰ類）



改訂版レッドデータブック

表 1-3-1 福井県レッドデータブック

分類群	県域絶滅		県域絶滅 危惧Ⅰ類		県域絶滅 危惧Ⅱ類		県域 準絶滅危惧		要注目		地域 個体群	計	
	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	第1版	改訂	改訂	第1版	改訂
哺乳類	2	2			2	3	4	7	2	2		10	14
鳥類	1	1	21	25	27	17	29	32	11	48	6	89	129
爬虫類			1		3	1		2	4	3		8	6
両生類		1	2	1	1	1	1	4	1	3		5	10
淡水魚類			8	8	17	20	7	4	1	6	1	33	39
昆虫類	2	4	34	35	34	43	34	47	78	129		182	258
陸産貝類	3	3	4	9	16	15	6	6		21		29	54
淡水産貝類	3	3	3	3	5	8	3	5	1	4		15	23
維管束植物	13	20	159	235	130	199	76	119	80	158		458	731
総計	24	34	232	316	235	307	160	226	178	374	7	829	1,264

(2) 希少野生生物の保全活動

① 国内希少野生動物植物種の保全

国内希少野生動物植物種に指定されている水棲昆虫の「ヤシャゲンゴロウ」は、本県の夜叉ヶ池が唯一の生息地であり、環境変化によっては絶滅する可能性が高い種です。そのため、環境省や林野庁、地元市民ボランティア、大学研究者、南越前町等が協力した生息地の保全活動が行われています。また、絶滅の危機に瀕してしまった場合に、人工繁殖によって種を存続させることができるよう、県自然保護センターでは、平成30年に環境大臣から保護増殖事業計画の確認を受け、安定した飼育技術の確立に取り組んでいます。

同じく環境大臣から確認を受けている福井市自然史博物館や越前松島水族館と連携し、ヤシャゲンゴロウの生育に適した餌の確保や、水温および照度管理等の諸課題の解決に向け、試行錯誤を重ねています。

本県が生息地数において最多であるアベサンショウウオは、国内希少野生動物植物種に指定され絶滅の危機に瀕する種であり保全が喫緊の課題となっています。このため、専門家を中心とした自然再生団体が、水田や遊水地などアベサンショウウオの生息場所である水辺において、地元小学校の児童とともに生息環境整備を実施するなど、地道な保全活動を続けています。

② 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業

絶滅のおそれのある野生生物の保全には専門的な知識に基づいた継続的な環境整備活動が重要であり、生きものの保全に取り組む地域の自然再生団体が重要な役割を果たしていますが、メンバーの高齢化が一つの課題となっています。

将来にわたって保全を行っていくためには、地域の豊かな自然環境を若い世代に伝え、環境保全に関心をもってもらうことが大切です。

そこで、県では、小学校と協働で保全活動を行う自然再生団体に対し、指導者の派遣や活動にかかる経費の補助をしています。令和4年度は、9校の小学校と協働で保全活動を行っている8団体への活動補助を行いました。



ミチノクフクジュソウの保全活動 (村岡小学校) (R3.7.5)

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

表 1-3-2 「残そう・伝えよう！」生きもの保全事業補助団体一覧（令和4年12月現在）

No	団体名	対象小学校	保全対象種
1	小原 ECO プロジェクト	勝山市立村岡小学校	ミチノクフクジュソウ
2	特定非営利活動法人中池見ねっと	敦賀市立角鹿小学校	水生昆虫・水草
3	鶉コウノトリの郷プロジェクト	福井市鶉小学校	コウノトリ
4	あわらの自然を愛する会	あわら市北潟小学校・あわら市細呂木小学校	海浜植物等
5	坂口エコメイト	越前市坂口小学校	コウノトリ
6	郷の森里楽	越前市白山小学校	両生類
7	天池を守る会	坂井市立雄島小学校	水生昆虫
8	野生生物再生の会	鯖江市吉川小学校	コウノトリ

2 地域が主体となった外来生物の防除

(1) 外来生物の駆除

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

外来生物とは、もともとその地域に生息していなかったにもかかわらず、人間活動によって海外から持ち込まれた生物の総称です。現在、国内で定着が確認された外来生物の種数は、2,000種を超えといわれ、一部の種は地域特有の生態系を破壊したり、人体に悪影響を及ぼしたり、農林水産業被害を引き起こすなどの恐れがあります。

平成17年6月、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が施行され、侵略的な外来生物が特定外来生物に指定されています。

この法律では、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外への放出などが原則として禁止されています。

平成27年3月には、環境省、農林水産省、国土交通省により「外来種被害防止行動計画」が策定されるとともに、国内の最新の外来種の定着状況等も踏まえて「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が公表され、対策すべき対象種が明確化されました。また、外来種を「入れない」、「捨てない」、「拡げない」三原則が推進されています。

本県の野外では21種の特定外来生物が見つかり、(表1-3-3)、こういった特に被害が甚大な外来生物を対象に分布状況を把握し、行政や地域住民が一緒になって防除対策に取り組んでいます。

外来生物法 URL

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>



福井県で捕獲されたソウシチョウ

表1-3-3 本県の野外で確認された特定外来生物(21種)
(令和4年12月現在)

分類群	種名	
植物 (9種)	オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ、ボタンウキクサ、アゾルラ・クリスタタ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ	
動物 (12種)	哺乳類 (2種)	アライグマ、ヌートリア
	鳥類 (2種)	ソウシチョウ、ガビチョウ
	爬虫類 (1種)	カミツキガメ
	両生類 (1種)	ウシガエル
	魚類 (4種)	オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、カダヤシ
	無脊椎動物 (2種)	セアカゴケグモ、ウチダザリガニ

(2) 種別の現状と対策

① 植物

外来植物の分布拡大に対処するため、駆除啓発チラシやホームページによる周知・広報を行い、県民が一斉に美化運動を行う「クリーンアップふくい大作戦」等において、県民、事業者、大学、行政機関等による外来植物の駆除が進められています。

【オオハンゴンソウ】

オオハンゴンソウは、北米原産のキク科の多年草で肥沃で湿った立地に生育し、在来の希少な湿原植物を駆逐するなどの生態系被害が懸念されます。県内では各地に点在し、河川上中流域で比較的多く確認されています。県では平成21年から池ヶ原湿原(勝山市)において毎年オオハンゴンソウの除去を実施しており、令和4年は6月に地域住民や地元企業等のボランティア等と協同で駆除活動を実施しています。



オオハンゴンソウ

◆第2部 分野別施策の実施状況

【オオキンケイギク】

オオキンケイギクは、北米原産のキク科の多年生草本で黄色い花がきれいなので観賞用や緑化用として用いられ、特定外来生物と知らずに、庭や畑で育てているケースが見られます。県内でも道路脇や民家の庭先、公園等で生育しており、県では市町を通じて駆除を呼び掛けています。花が咲き始める5月～6月頃から県内各地で地域住民等による駆除活動が実施されています。

また、県の土木事務所では、道路管理における除草作業時にオオキンケイギクの抜き取りを行っています。

令和4年8月に、あわら市北潟湖畔では、北潟湖自然再生協議会が中心となり、地域住民や県立大学が協力し、オオキンケイギクの駆除が行われました。



北潟湖でのオオキンケイギク除去講習（あわら市）

【オオフサモ】

オオフサモは、南米原産のアリノトウグサ科の水草で、密集して生えるため、水路や河川に侵入すると、水の流れをせき止めてしまいます。また、在来の水草への影響も心配されています。県内では、越前市やあわら市、小浜市の水路や河川などで生育が確認されており、あわら市では、北潟湖自然再生協議会が中心となって駆除活動が行われています。



農業用水路でのオオフサモの駆除活動（あわら市）

【ナガエツルノゲイトウ】

ナガエツルノゲイトウは、南米原産のヒユ科の多年生の水草で、数cmの茎断片からでも容易に発根する非常に強い再生力を有します。本県では、令和4年5月にはじめて中池見湿地の休耕田内で2株が確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月にも1株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたナガエツルノゲイトウ

【オオバナミズキンバイ】

オオバナミズキンバイは、南米および北米南部原産のアカバナ科の水生多年草で、ナガエツルノゲイトウと同様、茎の破片からも再生可能な非常に強い繁殖能力を有しています。

本県では、ナガエツルノゲイトウと同じく令和4年5月に中池見湿地の休耕田内で、1株が初確認され、中池見湿地で保全活動を行っている市民グループによって速やかに駆除が行われました。その後、同年9月にも1株が確認され、駆除が行われています。



中池見湿地で初確認されたオオバナミズキンバイ

② 動物

県内で特定外来生物に指定されている動物は、6つの分類群12種が確認されています。生態系・農業・生活・文化財への被害のほか、人的被害も懸念され、地域住民からの通報などの協力を得ながら、哺乳類などは行政主導の駆除も実施しています。

【アライグマ】

アライグマは、北米原産のアライグマ科の哺乳類で、平成7年に県内で初めて確認されて以降、県内全域で生息し、農業・生活・文化財・生態系への被害が確認されています。県では、平成21年度に外来生物法に基づく「福井県アライグマ防除実施計画」を作成し、「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を県内各地で開催し、捕獲者の育成、捕獲を進めています。



アライグマ

【ヌートリア】

ヌートリアは、南米原産のヌートリア科の水辺に生息する哺乳類で、昭和51年に高浜町で初めて捕獲されて以降、高浜町、おおい町、小浜市、若狭町へと生息地を拡大しています。平成21年には稲の苗への食害対策として有害捕獲が開始され、以降毎年捕獲が続けられています。

県では、平成25年3月に外来生物法に基づく「福井県ヌートリア防除実施計画」を作成し、「ヌートリア捕獲従事者養成講習会」を開催し、捕獲者を育成して捕獲を進めています。



ヌートリア (三方湖 (若狭町))

【ウシガエル】

ウシガエルは、北米原産の大型のカエルで、多くの生息が確認されている三方湖や北潟湖の周辺では、水生昆虫などの絶滅危惧種を捕食することによる生態系被害が懸念されています。若狭町中山のかや田では平成26年4月から、北潟湖周辺のため池では、平成28年から駆除を行っています。

【セアカゴケグモ】

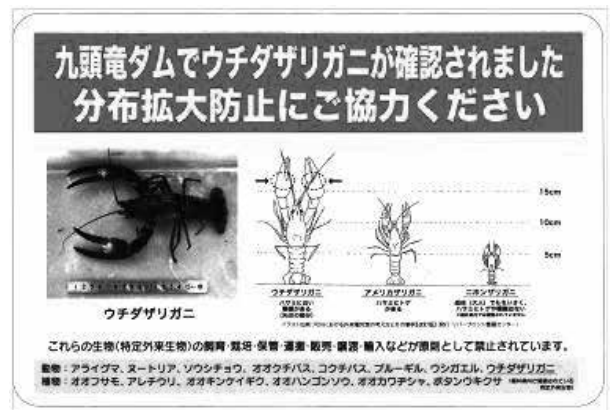
セアカゴケグモは、メスに神経毒があり、咬まれた場合、人的被害が懸念されます。平成26年7月に福井市内において、県内での生息が初確認されて以降、複数の市町で確認されています。県外から搬入された車の車体から見つかることもあり、県では、見つけたら殺虫剤等で駆除するほか、咬まれた場合は医療機関に相談するよう呼びかけています。



セアカゴケグモの注意喚起のチラシ

【ウチダザリガニ】

ウチダザリガニは、北米原産の淡水ザリガニで、県内では、平成23年6月、大野市下半原の九頭竜ダムで初確認されました。現在、本ダム湖でのみ確認されており、在来動植物への生態系被害が懸念されています。県では、拡散防止の看板を設置し、注意喚起を行っています。



分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 外来魚対策【水産課、自然環境課】

外来魚とは、もともと日本に生息していなかった魚の総称ですが、中でもブラックバス(オオクチバス、コクチバス等の総称)とブルーギルは、主に釣りの対象魚として放流されたことにより分布が全国に広がったと考えられています。これらの外来魚は、魚や魚卵等を食べ、繁殖力の強さと環境適応能力の高さから全国各地で河川・湖の生態系や内水面漁業に被害を及ぼしています。

本県でも、ブラックバスやブルーギルが三方湖や北潟湖、九頭竜ダム、真名川ダム、河川等で確認されています。

ブラックバスやブルーギルの移植は外来生物法に基づき禁止されており、県では、漁業者による駆除への助成を行ってきました。

さらに、外来魚の実態調査や効率的な駆除方法の確立とそれに基づく漁業者への指導・助言、県民に対する啓発活動を含めた総合的な対策を講じることにより、ブラックバスやブルーギルの撲滅を目指しています。

【ブラックバス・ブルーギル】

平成14年度から三方湖で、平成20年度からはため池で、平成22年度からは九頭竜ダムで、平成30年度からは真名川において外来魚の駆除を実施しています。

地域の住民の意識啓発や地域住民の主体的な防除の拡大にも努め、モデル地区での防除を実施し、効果的な駆除手法を収集しています。

(4) 侵入防止対策【港湾空港課、自然環境課】

【ヒアリ】

特定外来生物のヒアリは、平成29年6月に兵庫県尼崎市で初確認されて以降、令和4年11月末までに18都道府県で92事例が確認されています。

県ではヒアリが多く確認されている韓国からの定期コンテナ航路がある敦賀港において、平成29年7月以降、国や港湾関係者等と協力してモニタリング調査を実施しています。令和4年11月末時点で、県内においてヒアリの生息は確認されていません。

3 鳥獣の保護と管理

(1) 鳥獣の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

本県で生息が確認されている陸生哺乳類は36種、鳥類は317種あり、これらは県民の豊かな暮らしを支える大切な財産となっています。しかし、近年の社会環境や自然環境の変化により、一部の鳥獣が絶滅の危機に瀕する一方、増えすぎた鳥獣は人間生活や農林水産業等の生産活動に被害をもたらしています。このような状況を解決するため、県では鳥獣保護区を設定するなどし、減少傾向にある渡り鳥等の保護を図るとともに、イノシシやニホンジカ、ニホンザルをはじめ、ハクビシンやアライグマといった特定の加害獣については、狩猟や有害鳥獣捕獲の強化による被害対策を推進しています。

(2) 鳥獣保護区等の指定【自然環境課】

本県では、鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区、特定猟具使用禁止区域（銃）および指定猟法禁止区域（鉛製銃弾）を指定し、野生鳥獣の適切な保護や狩猟による危険の防止、鉛汚染防止の普及といった狩猟の適正化を図っています。これらの指定は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣法）」に基づき、県において作成した「第13次福井県鳥獣保護管理事業計画（令和4～令和8年度）」に沿って、地元住民や狩猟団体、農林漁業者、自然再生団体など多くの利害関係者の理解と協力のもとに進めています。

(3) 狩猟、有害鳥獣捕獲の現況

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

① 狩猟者の育成と狩猟による捕獲の強化等

平成27年に鳥獣法の改正に伴い、捕獲の担い手の確保を目的として、わな猟および網猟免許の取得可能年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。これを受けて県では、農林高校等への狩猟免許取得の呼びかけや、捕獲技術研修会の開催により狩猟者育成を図っています。

本県では、ニホンジカやイノシシによる農林業等被害を防止するため、第二種特定鳥獣管理計画により、両獣種の狩猟期間^{*1}を延長し、登録狩猟による捕獲の強化を図っています。

また、県では狩猟違反や狩猟事故等の防止のため、関係機関や警察と連携した指導と狩猟期間^{*1}初日のパトロールを実施しています。

表1-3-4 鳥獣保護区等の指定状況
(令和4年11月1日現在)

区 分	箇所数	面 積 (ha)
鳥獣保護区 (うち特別保護地区)	47 (14)	32,783 (1,319)
特定猟具使用禁止区域 (銃)	70	28,492
指定猟法禁止区域 (鉛製銃弾)	1	292
計	118	61,567

^{*1} 狩猟期間：11月15日～翌年2月15日（本県では、ニホンジカとイノシシに限り11月1日から3月31日までとします。ただし、わな猟および止めさしのための銃に限る。）。なお、捕獲できる鳥獣の種類、場所、方法等は法令で細かく規制されています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

表1-3-5 狩猟免許*¹交付状況(令和4年3月末現在)

免許区分	所持者	試験合格者
網 猟	86	15
わ な 猟	1,430	100
第一種銃猟	695	46
第二種銃猟	11	2
計(のべ数)	2,222	163

表1-3-6狩猟者登録*¹証交付状況(令和4年3月末現在)

登録区分	県内者	県外者	計
網 猟	9	0	9
わ な 猟	712	17	729
第一種銃猟	414	160	574
第二種銃猟	18	2	20
計	1,153	179	1,332

表 1-3-7 狩猟者登録数の推移(県外在住者も含む)

免許区分(年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
網 猟	5	5	4	6	3	2	5	2	3	9	9
わ な 猟	587	595	602	651	711	720	741	761	752	737	729
第一種銃猟	945	870	811	793	751	742	703	663	609	560	574
第二種銃猟	7	10	7	7	11	14	13	16	19	20	20
計	1,544	1,480	1,424	1,457	1,476	1,478	1,462	1,442	1,383	1,326	1,332

表 1-3-8 狩猟者による鳥獣捕獲数(令和3年度)

鳥類名	捕獲数	対前年度増減
カモ類	830	△180
キジ	84	△53
ヤマドリ	25	△65
その他	129	△60
計	1,068	△358

獣類名	捕獲数	対前年度増減
イノシシ	280	△202
ニホンジカ	1,171	315
ツキノワグマ	0	△6
その他	21	△11
計	1,472	96

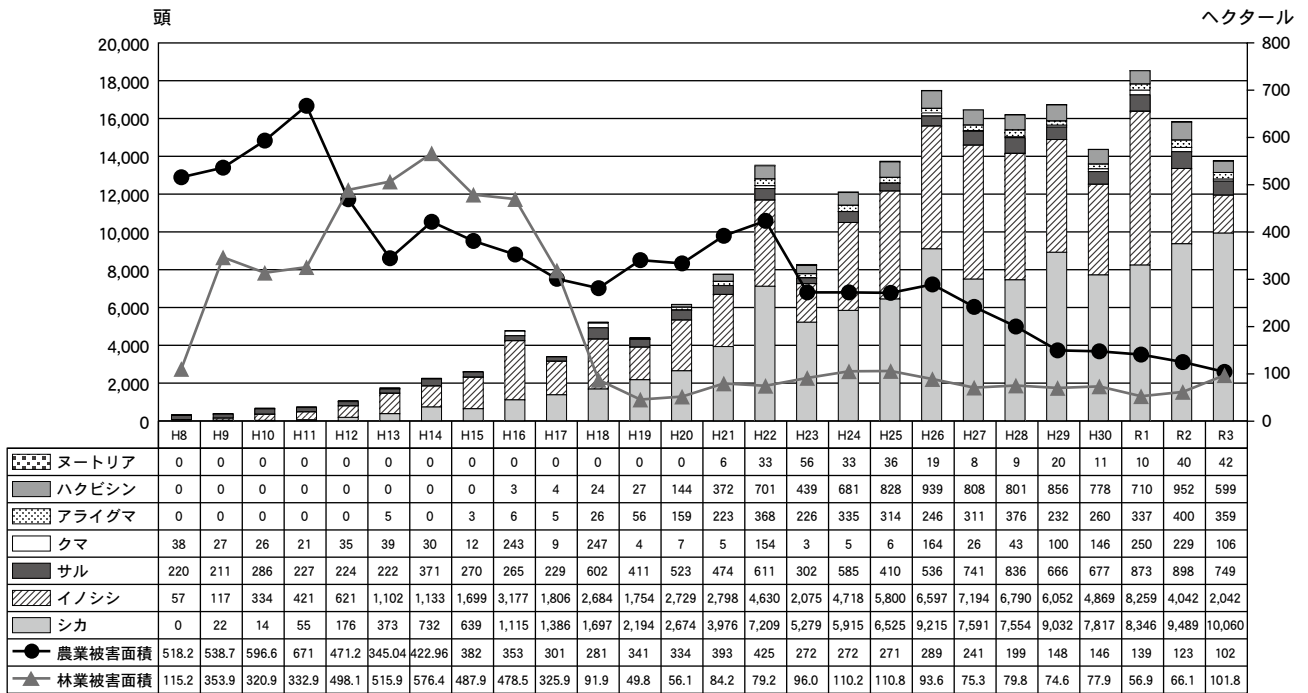
② 鳥獣被害の防止対策

野生鳥獣による被害の防止のため、電気柵や追払いなどの被害防除を行うとともに、農林業へ深刻な被害を出している鳥獣については、市町の許可による迅速かつ適切な有害鳥獣捕獲を行っています。さらに、個体数が増えすぎて農林業や生態系への被害を出している獣類については、第二種特定鳥獣管理計画による狩猟期間の延長措置や個体数調整の実施、外来獣については防除実施計画により野外からの完全排除を目指し、積極的な捕獲を行っています。

平成22年度から、各農林総合事務所や嶺南振興局に鳥獣害対策推進チームを設け、被害地区の組織体制の強化、人づくり、専門家の育成、情報収集分析力の向上、電気柵や捕獲檻の整備拡充等の総合的な対策を実施しています。また、令和2年度から、県が事業主体となって捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を実施しており、豚熱の感染拡大防止と国の重要文化的景観に選定された越前水仙の被害減少を図るため、奥山等に生息するイノシシとニホンジカの集中捕獲を行っている他、令和4年度からは行政域を跨いだニホンジカを捕獲する広域捕獲事業を行っています。

*¹ 狩猟免許と狩猟者登録：狩猟をしようとする人は、住所地の都道府県が行う狩猟免許試験に合格し、免許(全国で有効)を取得(3年ごとに更新が必要)し、狩猟をしようとする都道府県で狩猟者登録を毎年行う必要があります。

表 1-3-9 有害鳥獣捕獲による捕獲頭数と農林業被害面積の推移



※アライグマおよびネオトリアは外来生物法に基づく捕獲も含む

分野別施策の実施状況
自然と共生する社会づくりの推進

(4) 特定鳥獣の保護管理

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、ニホンジカやイノシシ等による自然生態系への影響や農林業被害が深刻化する現状を踏まえ、個体数の低減を目的とした「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル）」と、繁殖力が弱く捕獲しすぎると絶滅のおそれのあるツキノワグマの保護を目的とした「第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）」を作成しています。

① ニホンジカ

ニホンジカの計画的な個体数管理を行うため、平成16年9月に「特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に改題）を作成しました。令和4年3月に第5期計画を策定し、年間捕獲目標数を嶺北地域では5,900頭以上、嶺南地域では5,100頭以上に設定し、シカの捕獲技術普及のための講習会の実施等による有害捕獲体制の強化や狩猟規制の緩和等による被害対策を進めています。

② イノシシ

令和3年のイノシシによる農作物被害額は31,961千円で、野生鳥獣による農作物被害全体の49%を占めており、農業振興の大きな障害となっています。県では、イノシシ被害の低減を目的に平成22年10月に「特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」（現在、第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）に改題）を策定しました。令和4年3月に第3期計画を策定し、被害対策を進めています。

③ ニホンザル

ニホンザルは、古くから嶺南地方を中心に生息が知られていますが、近年、奥越地域や丹南地域でも出没が増加し、農業被害や生活被害を与えています。県では、ニホンザル被害の低減を目的に平成27年10月に「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」を策定しました。令和4年3月に第2期計画を策定し、被害対策を進めています。

◆第2部 分野別施策の実施状況

④ ツキノワグマ

ツキノワグマによる人身被害を防止しつつ科学的知見に基づく計画的な保護を目的として、令和4年3月に「第3期第一種特定鳥獣保護計画（ツキノワグマ）（R4～R8）」を作成しました。本計画では年間の捕獲上限数を嶺北地域では120頭、嶺南地域では36頭に引き上げ、クマを保護しつつ人身被害の防止対策の強化を図っています。

近年、集落付近の里山に定着するクマが増加している可能性があり、集落付近の果樹を管理するなどツキノワグマを寄せ付けにくい環境を作るとともに、奥山では広葉樹を増やすなど人身事故の防止とツキノワグマの保護を両立していくことが課題となっています。

(5) 獣肉の利活用【中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣害対策の一つとして、捕獲したイノシシやニホンジカの獣肉の有効活用を進めています。捕獲した有害獣の肉を有効に活用することは、処分費用の軽減や、捕獲に当たる方々のやる気の向上などを通じて、捕獲数の増加につながることから非常に重要なことです。

ジビエ*¹の魅力を広く伝えるため、平成22年度から、レストランの紹介パンフレットの配布、家庭向けレシピ集の発行を行っている他、平成26年度から、小学校等で学校給食にジビエ料理を提供する際の補助を行っています。令和4年度には、高等学校の調理科などを対象としたジビエ調理実習を行うなど、ジビエの普及を推進しています。

(6) 野生鳥獣との共存に向けた情報収集

【自然環境課、中山間農業・畜産課】

県では、鳥獣の保護や鳥獣による被害対策のため、生息状況や環境調査を実施しています。

日本野鳥の会福井県の協力を得て、国内外から季節的に飛来してくる鳥類の生息状況や繁殖状況のモニタリング調査として、渡り鳥保全調査（昭和52年～）を実施しており、令和3年度は、県内の10か所で5～6月および9～11月の期間に飛来状況や繁殖状況調査を実施しました。また、カモ科鳥類生息調査（昭和44年～）では、毎年1月初旬に県

内の主な飛来地となる17の河川、湖沼においてガン・カモ・ハクチョウ類の飛来種と数のカウント調査を実施しています。令和3年度の調査では17調査地で22種、計25,455羽のガン・カモ・ハクチョウ類が確認されました。こういった調査を通じて本県の豊かな野生鳥獣の生息環境が良好に維持されているかを確認しています。



カモ科鳥類生息調査の様子

ツキノワグマについては、秋の大量出沒発生を予測するため平成17年度から毎年、8月上旬～9月上旬に秋のツキノワグマの食物となるブナ科堅果（ドングリ類）の豊凶調査を実施しています。

この調査の結果、令和4年度の秋はツキノワグマの大量出沒が発生する「ブナとミズナラがともに着果不良」ではなく、大量出沒に至る可能性は低いと判断されました。この内容は9月に開催された「ツキノワグマ出沒対策連絡会」で市町等に広く情報共有されました。

*¹ジビエ:ジビエ (gibier) とは、フランス語で野生動物や鳥の狩猟肉のことです。丁寧に加工・調理された新鮮なイノシシやシカの肉は、他にはない味わいや香りを楽しめるだけでなく、高たんぱく・低脂肪で、今注目されている食材の一つです。



ツキノワグマの餌となるブナ科堅果類調査
(県内41か所、県自然保護センター実施)

平成27年10月からは、県内の住民等から市町等へ寄せられたツキノワグマの出没情報の収集および地域住民、農林業者、観光客等への迅速な配信と情報共有をするため、インターネットを使った情報収集配信システム（福井クマ情報 <https://tsukinowaguma.pref.fukui.lg.jp/KUMA/Top.aspx>）を再整備しました。これにより、メールマガジンの個人登録者へ携帯メールにて出没等の情報を提供することが可能となり、事故防止対策を強化しました。

ニホンジカについては、平成15年度から狩猟者の目撃・捕獲情報の収集やシカの糞塊密度調査を実施し、生息個体数の推定を行うとともに、個体数指標の増減傾向を見ながら、適切な個体数密度へ誘導する施策を行っています。

さらに、近年、全国的に内水面漁業に深刻な被害を与えているカワウについて、平成19年度から県内12～13か所のねぐらや営巣地で個体数調査を実施し、増減傾向の把握を行っています。

人間の自然へのはたらきかけ方や気候変動など環境の変化に応じて、野生鳥獣の生息数や分布などは常に変化します。こうしたことから、野生鳥獣との共存を図るためには、状況の変化を常にモニタリングし、状況に応じた対策を行っていく必要があります。

県では今後とも、野生鳥獣の情報収集を行い、順応的な対応により人と野生鳥獣との共存を図っていきます。

(7) 傷病鳥獣の保護【自然環境課】

県では昭和55年に（公社）福井県獣医師会と連携し、傷病を負った野生鳥獣の救護事業を開始しました。現在、県自然保護センターを中心とし、（公社）福井県獣医師会、市町、動物園、自然保護団体、県民ボランティア等と連携し、野外で人為的な原因で負傷等した野生鳥獣を救護し、野生へ復帰させる活動を行っています。

令和3年度の傷病鳥獣の救護および治療件数は全体で58件、59個体でした。その内訳は、鳥類50件51羽（86.4%）、哺乳類8件8頭（13.6%）となっています。この中には、県絶滅危惧種のコウノトリや県域準絶滅危惧種のコノハズクが含まれています。

傷病鳥獣の救護の通報の多くは、県民から寄せられますが、県では、巣立ち雛を迷子やケガをしていると間違えて保護するケースの防止や、野生鳥獣には寄生虫など人にも感染する病気もあることから、素手で野生動物を触らない、触った場合はうがい手洗いをを行うことなど、「野生鳥獣との接し方」についても普及しています。



自然保護センターにおいて収容されたコウノトリ

◆第2部 分野別施策の実施状況

4 生物多様性を育む農林水産業等の推進

(1) 河川における自然環境の保全【河川課】

① 水生生物の生息に必要な水の流れの確保

市街地等を流れる中小河川では、コンクリートの護岸におおわれ、また、水深も浅いことから、自然環境が損なわれ、水質も悪化している区間があります。このような区間において、自然な川岸や瀬と淵を創出し、良好な河川環境を再生する試みを進めており、福井市の足羽川、底喰川、狐川などでは、低水路^{*1}を設けて、適度な水の流れを確保することにより、川が本来持っている自然浄化機能の回復と生物が生息できるような河川環境の保全を図っています。

② 生態系^{*2}や親水性、景観等に配慮した事業の推進

河川空間は、都市における生物の重要な生息環境であり、また水と緑の貴重なオープンスペースとして地域社会に潤いを与えるとともに、街の景観形成や地域住民の憩いとやすらぎの場として重要な役割を果たしています。

河川改修事業等の実施にあたっては、このような河川の役割と周辺の利用状況に配慮しながら、多種多様な動植物が生息しやすい、自然がそのまま残ったような多自然川づくりを進めています。

また、市町が行う公園整備等と連携しながら水辺に近づける河岸の整備などを進めています。

表 1-3-10 河川改修事業等による事例

施 工 河 川	内 容 【事業期間】
一乗谷川 (福井市安波賀町～福井市西新町)	一乗谷朝倉氏遺跡周辺の自然環境を保全し、地域住民の生活と調和した良好な河川環境の創出を図るため、自然石積の護岸・ホタル生息に配慮した緩勾配の低水護岸等を整備しています。【S63～R3】
狐川 (福井市角折町～福井市花堂北)	本来の狐川の自然を復元し、また子どもたちが水辺にふれあえるように、住民と行政等が協力して低水路や河畔林等を整備しています。【H15～R1】
足羽川 (福井市大瀬町～板垣)	表土覆土等による在来植生の早期復元や低水護岸への自然的素材の採用など、水際・水域環境の保全に努めています。また、水域から高水敷 ^{*3} への連続したエコトーン ^{*4} の形成にも配慮しました。【H16～H21】



一乗谷川の整備状況

*1 低水路：通常の水量が少ない時に、水深を確保するために設けた水路。

*2 生態系：生物（有機物）と生物を取り巻く非生物的な環境（無機物）が互いに影響を及ぼしながら、太陽の光と水から生命（エネルギー）の循環を作り出すシステムのこと。身近には、森林、草原、湿原、湖、河川、海岸など、小規模なまとまりのある地域に存在しています。

*3 高水敷：常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。

*4 エコトーン：生態系の推移帯。

(2) 農村環境の保全【農村振興課】

① 自然環境を活かした魅力ある農村環境づくり

農村は、健全で持続的な農業が維持されることにより、食料の安定供給とともに、国土・環境保全、水源の涵養、保健休養、やすらぎ、伝統文化の継承などの多面的機能を発揮しており、人々の生活に不可欠なものです。

また、人々にやすらぎを与えてくれる緑豊かな農村環境は、地域住民のみならず、農村にゆとりとやすらぎを求める都市住民にとっても極めて重要であり、地域共有の財産として維持・保全していくことが必要です。

県では、農村の環境を適切に維持・保全するとともに、将来を担う感性豊かな子どもたちを育てるため、農村環境の重要な要素となっている水田、水路、ため池、里山などを生き物とのふれあいの場として活用し、農村の持つ多面的機能の啓発普及など、農業・農村や自然環境への関心と理解を深める取組みを行っています。

② 環境との調和に配慮した農業農村の整備

農村では、水田などの農地のほか、用排水路、ため池、畦や土手・堤といった様々な環境により、多様な生態系が形成されてきました。

しかし、近年の開発等により野生生物種の個体群の絶滅が危惧されています。

このため、農業・農村の整備においては、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減し、良好な環境を維持・供給する「環境との調和に配慮」した整備を進めるため、環境配慮に係る検討会議を開催し、地域住民や専門家を交えて意見交換を行い、事業計画に反映しています。

また、田んぼや用排水路などに生息する生き物を調査し、「環境との調和に配慮」した整備手法・工法の検討も行っています。

検討結果を踏まえ、水系の連続性を確保する水田魚道の設置、水路への適度な土砂堆積、周年水が確保される「深み」、生き物の生息場所や這い上がりスロープなどの設置、工事資材への木材の活用など、様々な工夫により施工しています。

施工の前後に行っている生き物調査は地元小学校では環境学習として利用されています。



水田魚道の設置による水系の連続性の確保
(越前町)

③ 地域共同による地域資源の保全活動の推進

多面的な機能を有する農地や農業用水などは、農村地域にとって欠かすことのできない資源です。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている状況にあります。

このため、農業者だけでなく非農家等の多様な主体の参加による、地域ぐるみで行う地域資源の保全活動に係る支援を行い、その広がりを進めています。

令和4年度は、県内約31,700haで農地や農業用水などの地域資源や農村環境の保全に向けた活動が展開されています。



地域住民による草刈り作業
(小浜市 松永)

◆第2部 分野別施策の実施状況

(3) 水と緑のネットワーク整備【河川課】

福井市の中心域には、歴史のある用水路が張りめぐらされ、市内の河川とともに、市民が身近にふれあえる貴重な水辺として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年の都市化の進展や農地の減少により、水路や河川を流れる水量が減少するとともに、水路の埋立てや蓋がけが進むなど、市内の貴重な水と緑の空間が失われつつありました。

このため、平成16年に「水と緑のネットワーク整備計画」を策定し、九頭竜川から市内の用水路や河川に環境用水を導水する整備を行い、河川浄化、良好な水辺環境の向上、防災機能の向上を図りました。また、底喰川、権現川、光明寺用水、内輪用水にモデル箇所を定め、水辺空間の整備を行いました。



底喰川における水辺空間の整備

(4) 海岸における砂浜保全と自然環境への配慮

【砂防防災課】

海岸は海水浴等のレジャーやスポーツ、体験活動等といった様々な用途に利用されるとともに、魚介類をはじめとして野鳥、海藻、海浜植物等の多様な動植物が生息していることから、国土の保全を目的とした離岸堤や突堤などの海岸保全施設についても、自然環境に配慮しながら整備しています。

また、漂流・漂着ごみにより海岸機能の低下や、生態系を含めた環境・景観の悪化が近年深刻化していることから、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」に基づき、関係部局と連携し、漂流・漂着ごみに対する実効的な対策を行っています。



漂着ごみの撤去状況（小浜市勢浜海岸）

(5) 港湾施設における環境配慮【港湾空港課】

港湾施設の整備にあたっては、施設が地域住民にとって生活空間の一部であることから、施設の機能向上に加え、レクリエーションなどで施設を訪れる人たちにとって快適な空間になるように、景観や親水性に配慮した整備を行っています。

敦賀港金ヶ崎緑地は、敦賀港を訪れる人たちにとっての憩いの場として、また「うみんぴあ大飯」の環境緑地は、こども家族館と一体となり「うみんぴあ大飯」を訪れる人たちが楽しめる場として快適な空間となっています。



敦賀市金ヶ崎緑地



うみんぴあ大飯環境緑地

(6) 自然環境に配慮した土石流対策【砂防防災課】

砂防堰堤の整備においては、平常時には無害な土砂が流れ出る構造で、河道を寸断せず、土砂や流木の捕捉効果も高い「透過型砂防堰堤」を原則採用するとともに、溪流の侵食防止工事においても、底張りを原則廃止するなど、自然環境に配慮した土石流対策を進めています。

また、砂防堰堤の残存型枠については、森林を健全化し土砂災害防止に貢献するため、県内産間伐材の利用を推進しています。



透過型砂防堰堤（滝ヶ谷川 敦賀市田尻）

(7) 自然環境に配慮したがけ崩れ対策

【砂防防災課】

がけ崩れ対策の主な工法である待受け擁壁において、従前からのコンクリート擁壁ではなく、掘削土などの現地発生材を活用した補強土壁工を積極的に採用しています。

この工法では、残土として処分する土量を減らすことができるだけでなく、擁壁表面の緑化が可能となり、景観にも配慮した対策工事を行うことができます。



補強土壁工法（東黒田地区 若狭町東黒田）

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進

◆第2部 分野別施策の実施状況

(8) 採石場、土採取場跡地の緑化

【産業技術課、砂防防災課】

碎石および石材は、道路の路盤材あるいはコンクリートに混入する骨材等として用いられており、社会資本の整備に必要不可欠な資源です。しかし、その原料である岩石の採取にあたっては、大規模な森林開発を要するケースが多く、森林保全との調整が重要です。

県内では、令和4年12月現在、20か所の岩石採取場が稼働中であり、主に山腹の森林を伐採し、表土を除去後、地下の岩石を採取する形態となっています。

それぞれの事業者は、採石法に基づいて岩石採取計画を知事に提出し、認可を受けて操業しているほか、県条例によって一定面積以上の場合には環境影響評価の実施が義務付けられています。

採取にあたっては、計画に従って岩石の採取が最終岩壁に達した部分から順次種子吹付け、植栽等を実施して、採掘終了後の緑化を図るよう指導しています。

また、県土採取規制条例に基づき、土の採取に伴う災害が発生するおそれのある区域（24区域）を土採取規制区域として指定しています。規制区域内において土の採取を行う場合は、知事の認可を受けなければなりません。

同時に、土の採取に伴う災害防止や県民の生活環境保全のために適切な措置をとること、採取跡地の整備を適切に行うことが義務付けられています。

なお、樹木のうち景観上重要と思われるものについては、その全部または一部の保存を極力図ること、採取跡地については、植樹や種子吹付け等により緑化を図るよう指導しています。さらに、採石、土採取が適正に行われるよう、巡回パトロール等を通じて、事業者等に対し指導・監督を行っています。

(9) 自然環境、景観に配慮した道路整備

【道路建設課】

道路環境に関する課題として、渋滞の解消や自動車交通量の抑制、沿道景観と調和した道路整備などがあります。

これら課題に対応するため、「公共交通機関との連携・支援」および「環境と調和した道路整備」を進めています。

「公共交通機関との連携・支援」においては、二酸化炭素や窒素酸化物などの排出量を減らし、燃料消費の少ない低炭素社会につながる公共交通機関の利用を促進するとともに、交通の円滑化を図るため、交通結節点の改善や付近のアクセス道路の整備を進めています。

「環境と調和した道路整備」においては、福井県の有する豊かな自然環境や生態系との共生・調和を図るとともに、「福井県橋りょう景観ガイドライン」により周辺景観に配慮した橋りょう整備を行うなど沿道環境および景観の保全に配慮した道路整備を進めています。

表 1-3-11 環境、景観に配慮した主な道路施策

	主 な 施 策
公共交通機関との連携・支援	<ul style="list-style-type: none"> ○駅へのアクセス道路の整備 ○駅前広場の整備
環境と調和した道路整備	<ul style="list-style-type: none"> ○無電柱化の推進 ○街路樹植栽などによる道路緑化 ○バイパス道路の整備や右折レーン設置による渋滞の解消と走行速度の向上 ○循環型社会を目指し、建設副産物の発生の抑制、建設資源のリサイクルを推進 ○動植物の生息・生育空間に配慮し、生態系全般との調和を図るため道路法面の緑化などを推進

(10) 環境に配慮した林道の整備【森づくり課】

林道の整備にあたっては、全体計画調査において地形や自然環境の調査を行い、希少な動植物への影響や地形改変を最小限にとどめるよう工事を進めています。

また、間伐材を利用した丸太、木材チップによる法面保護など環境負荷の少ない木質資材の積極的な利用や、在来種を活用した緑化による自然環境の復元など、環境に配慮した林道整備に取り組んでいます。



間伐材の活用例
(林道 若狭遠敷線 丸太伏工)

分野別施策の実施状況

自然と共生する社会づくりの推進